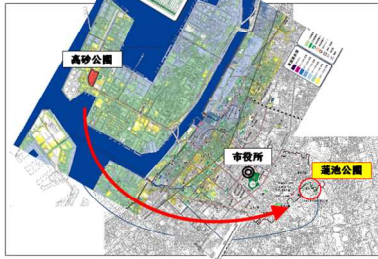


1. 事業の概要

■都市計画の変更

・都市計画公園の変更（H28年12月12日）



・利用者の利便性や防災面等を鑑み、高砂公園のスポーツ・レクリエーション機能を内陸部へ移転
・津波の影響を受けない内陸部に、防災機能を備えた新たな公園を整備

南公園（広域避難場所）を補充する公園として、**蓮池公園を整備・拡充（1.7ha ⇒ 4.0ha）**

■事業概要

◇都市計画事業の種類及び名称
南部大阪都市計画公園事業
4・4・225-3号 蓮池公園

- ・施行者：高石市
- ・事業認可取得日：令和元年12月18日
- ・事業認可面積：4.0ha
- ・事業箇所：高石市取石7丁目
- ・事業期間：令和元年12月18日～令和9年3月31日（8年間：令和元年度～令和8年度）

事業認可区域



2. 整備方針について

■蓮池公園の整備コンセプト

基本理念

- ～市民の健康づくりと安全・安心を支えるやすらぎ空間の創出～
- ・高砂公園の代替施設となるスポーツレクリエーション機能整備
- ・広域緊急交通路へのアクセスを活かした防災拠点の形成

■通常時と災害時の公園利用の考え方

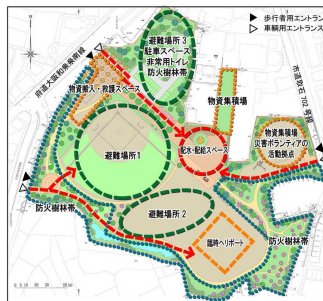
【平常時のゾーニング】

- ①スポーツ・レクリエーションゾーン
- ②交流ゾーン
- ③アクティブプレイゾーン
- ④休憩・遊びゾーン
- ⑤はなみどりゾーン
- ⑥駐車場ゾーン



【災害時のゾーニング】

- ①避難場所
- ②資機材等集積・仕分場
- ③輸送・救護スペース
- ④配水・配給スペース
- ⑤災害ボランティア活動拠点
- ⑥仮設住宅建設地
※避難場所の一部を活用



公園の主な施設配置(案)



全体計画工程表

業務	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
(地籍調査)									国土調査法に基づく調査
設計業務									
用地買収 物件補償									
造成工事									
施設整備									令和9年度開設予定

3. 事業認可について

◆事業認可により発生する効力

①建築等の制限（都市計画法第65条）

⇒土地の**形質変更**、建物・工作物の**建築**、物件の**設置に制限**

②土地建物等の先買い権（都市計画法第67条）

⇒**有償**で土地、建物の取引をする場合は**高石市に届出**が必要

③土地収用法の適用（都市計画法第69、70条）

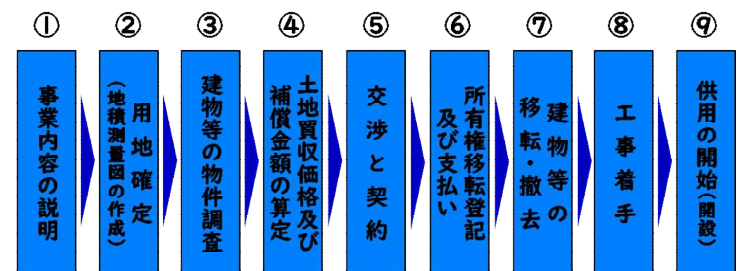
◆事業認可告示看板設置箇所

事業の施行を広く周知するため、現地に告示看板を設置します。



4. 用地買収について

■用地買収の流れ



※別途、地籍調査事業により実施中